

令和6年7月 31 日

阿南市長 岩 佐 義 弘 殿

阿南市公共下水道事業  
受益者負担金等審議会  
会長 近藤 光男



阿南市公共下水道事業(春日野処理区)の使用料等について(答申)

令和6年1月11日付け阿南下第 101 号で諮問のあったこのことについて、審議の結果、別紙のとおり答申します。

なお、審議の過程において委員から出された意見についても参考とされたい。

# 阿南市公共下水道事業(春日野処理区)の 使用料等について

答 申

令和6年7月31日

阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会

## 1 はじめに

春日野地域下水道は、生活環境の改善、公衆衛生の向上、公共用水域における水質保全等を目的に、昭和45年の宅地開発と併せて徳島県により整備された施設で、昭和47年4月に供用を開始し、現在は、コミュニティ・プラントとして市が維持管理している。

同施設は、供用開始から50年余りが経過するとともに、今後においては、人口減少等に伴う使用料収入の減少や原油価格・物価高騰等の影響による維持管理コストの増加、施設等の老朽化に伴う更新需要の拡大等が見込まれることから、本市では、公共下水道事業として施設の改築等を行う方針としている。

更新に当たっては、適切な維持管理や計画的な改築更新の実施を含む中長期的な観点からの収支構造の適正化を図り、気候変動の影響や南海トラフ地震等への備えも含め、都市機能の根幹を支える下水道サービスの持続性を高めていく必要があると考えられる。

このような状況のもと、本審議会は、春日野地域下水道を公共下水道へ事業転換するための「公共下水道事業(春日野処理区)の使用料等」について、市長より諮問を受けた。

本審議会では、これまでの経緯や将来課題等を踏まえた上で、会議を2回開催して慎重に審議を行い、次のとおり結論を得たので、ここに答申するものである。

## 2 結論

### (1) 使用料の適正な水準について

公共下水道への事業転換後における収支見込額を踏まえ、独立採算制、受益者負担の原則に立脚しつつ、持続的な経営基盤を確保する観点からすると、少なくとも、国(総務省)から提言されている使用料の水準(使用料金単価を150円／立方メートル(家庭使用料金 3,000 円／20立方メートル・月))にまで引き上げるべきである。

### (2) 受益者負担金の賦課・徴収について

春日野地域下水道が整備された当時、土地の購入者から、コミュニティ・プラントに係る分担金を徴収していることから、土地の利用価値の増大に伴い、賦課・徴収は原則1回限りとする受益者負担金制度や関係行政機関の技術的助言に鑑み、既に当該下水道を使用している春日野処理区については、新たに受益者負担金を賦課・徴収すべきでないと考える。

### 3 審議内容（要旨）

#### (1) 下水道使用料の在り方について

公営企業である下水道事業は、独立採算制を原則として必要な経費については、使用者からの使用料収入で賄うべきである。

現在、春日野地域下水道は、基金等の活用も含め、事業運営に伴う収入をもって、施設の維持管理費を賄うことができているが、公共下水道に事業転換した場合においては、施設の維持管理業務を民間に委託するなど、新たな費用の発生による大幅な維持管理費の増加が見込まれており、收支のバランスを図るための財源の確保が重要と言える。

このことを踏まえ、公共下水道事業（春日野処理区）としての使用料の在り方について、次の3つの視点から審議した。

##### ① 春日野地域下水道使用料を引き継ぐ場合

春日野地域下水道の公共下水道事業として見込まれている維持管理費は、年間約86,500千円である。

現在の下水道使用料収入は、年間約24,500千円であるため、約62,000千円の財源不足が生じることとなる。

この財源不足を市税により補てんすることは、市財政である一般会計への負担となるだけではなく、一般会計を財源とする各種の市民サービスにも影響を与えることになり、受益と負担の考え方に基づき、適正な使用料の水準であるとは考えにくい。

##### ② 独立採算制を基本とした場合（経費回収率100パーセントを目標）

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用される。

しかしながら、独立採算制を基本とした場合の財政シミュレーションでは、現行の使用料の額より、350パーセント程度引き上げることとなり、使用者の急激な負担増にならないよう配慮するが必要がある。

##### ③ 国（総務省）から提言されている水準とする場合（富岡地区と同じ水準）

国は、下水道使用料を設定するに当たり、「現在の使用料単価では、汚水処理原価を回収できない事業にあっては、まずは、使用料金単価を150円／立方メートル（家庭使用料金3,000円／20立方メートル・月）に引き上げること」と提言がなされており、現行の使用料のままでは財源不足が生じる見込みである春日野処理区の現状に当てはまるものである。

また、そうした場合の使用料の額は、現行より150パーセント程度の引上げとなり、独立採算制を基本とした場合と比べ、使用者の負担増も軽減される。

加えて、現在、供用している富岡地区の使用料も、国の提言に基づいて定められており、同じ公共下水道事業としての公平性も担保されることから、まずは、国の提言に基づく使用料水準とすることが妥当であると考える。

## (2) 受益者負担金の賦課・徴収について

本市では、受益者負担金の賦課及び徴収について、「阿南市公共下水道事業受益者負担金条例」により、「受益者」を、公共下水道事業により築造される下水道の排水区域内に存する土地の所有者と定め、都市計画法第75条の規定に基づく「受益者負担金」を賦課及び徴収する場合は、負担区を定めて告示し、負担金の額を定めなければならないと規定している。

受益者負担金制度は、公道に下水道が整備されることによって利益を受ける土地の所有者などから、建設費の一部として土地の面積に応じて1回限り負担していただくものである。

春日野地域下水道事業は、宅地開発された当時、土地の購入者から、コミュニティ・プラントに係る分担金を徴収していることから、公共下水道に事業転換し、施設を更新する場合であっても、賦課・徴収はできないものと解されるが、念のため、関係行政機関の技術的助言を参考に慎重に審議した。

### 【関係行政機関の技術的助言】

- すでに下水道が供用されている地域での大規模更新工事等により、その地域における土地の利用価値の「増大」が生じるとは、想定されない。
- 「下水道使用料・受益者負担金(分担金)徴収事務の手引き(日本下水道協会)のQ&Aに、「受益者負担金は、下水道の整備により特定の個人の排他的な資産にある土地の値段の上昇を受益として、その受益の限度において1回限り賦課する性質のものである。」との記載がある。
- 受益者負担金の徴収に関する国会での質疑において、「受益者負担金は、公の費用でつくって著しく利益を受けた人から、利益の範囲内で社会に還元してもらう仕組みであり、原則として1回限りです。」と答弁している。

## 4 附帯意見

### (1) 急激な負担増への配慮について

使用料の見直しについて、関係住民からは、「使用料は、ある程度引き上げられることは仕方ないと考えているが、供用開始後、すぐに見直されると理解していない。施設を改築する前に使用料を見直すのであれば、十分な説明が必要である。」といった声があることから、使用料を引き上げる時期については、これまでの経緯との整合を図るとともに、使用者の急激な負担増にならないよう配慮されたい。

### (2) 使用料改定に関する使用者への広報活動

実質的な使用料改定は、平成16年以来、約20年ぶりの改定となることに加え、住民から十分な説明を求める声があることを踏まえ、まずは、使用者に使用料改定の必要性を十分に理解してもらえるよう説明する必要がある。

また、使用料改定の内容についても、使用者にわかりやすく情報提供するよう、周知方法や時期等については十分考慮する必要がある。

そのため、ホームページや広報紙などのあらゆる媒体を活用した効果的な広報活動に努められたい。

### (3) 繼続的な経営の効率化の取組

国(総務省)から提言されている水準に基づき、下水道使用料を定めた場合においても、なお、財源不足が生じる可能性があることが示されていることから、安易に市税に頼ることのないよう、経費の節減も含め、工夫した財政運営に努められたい。

### (4) 今後の公共下水道使用料の検討について

公共下水道使用料は、市民生活に直結したものであり、その影響は多大である。今後、人口減少の加速による水需要の減少が見込まれることや、絶えず施設等の更新が必要な状況を踏まえると、公共下水道事業の安定した経営を行う上では、使用料の適時適切な検討、見直しが必要であると考える。

そのため、事業転換後における収支の状況等を踏まえ、5年を目安に使用料の在り方を検討されたい。

### (5) 受益者負担金の賦課・徴収について

公共下水道の未整備区域については、公共下水道が整備され、供用が開始された際には、受益者負担金を賦課・徴収する必要があるため、改めて本審議会において審議することとされたい。

## 阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会の開催実績

会議名・開催日時等	議題
第1回審議会  令和6年1月11日(木) 午前10時～午前11時12分 市役所 202・203会議室 出席委員 16人 欠席委員 3人	(1) 審議会の審議事項の説明 (2) 審議会の公開、非公開の審議 (3) 阿南市公共下水道について (4) 阿南市公共下水道事業(春日野処理区) の下水道使用料等について (5) 今後の予定等
第2回審議会  令和6年6月27日(木) 午後2時～午後2時53分 市役所 202・203・204会議室 出席委員 15人 欠席委員 4人	(1) 阿南市公共下水道事業(春日野処理区) の下水道使用料等について (2) 今後の予定等

## 阿南市公共下水道事業受益者負担金等審議会委員名簿

令和6年6月27日現在

(50音順・敬称略)

役職	委員名	所属
会長	近藤光男	徳島大学名誉教授
副会長	湯城豊勝	阿南工業高等専門学校 名誉教授
委員	井出敬子	阿南市都市計画審議会委員
	市原央紀	受益者代表(富岡地区)
	柏木邦雄	阿南市水道部長
	川野理恵	受益者代表(春日野地区)
	紅露清恵	阿南市婦人連合会会长
	佐野功	徳島県南部総合県民局県土整備部長
	下川将吾	阿南市議會議員
	住友利広	阿南市議會議員
	高山秀樹	阿南市都市整備部長
	田上洋子	阿南市消費者協会会长
	多田秀高	受益者代表(春日野地区)
	西田修	阿南市副市長
	日高正絃	受益者代表(富岡地区)
	平山正光	阿南市議會議員
	安永一夫	国土交通省四国地方整備局 那賀川河川事務所長
	山崎雅史	阿南市議會議員
	渡部友子	阿南市議會議員